

交通安全だより

二本松警察署 交通課

2025年5月1日 発行

5月は自転車安全利用強化月間

自転車にはヘルメット！

- 期間
令和7年5月1日（木）から
5月31日（土）まで
- 「ヘルメットをかぶる」というのは、自分自身の命を守ること
- 「ヘルメットをかぶらせる」というのは、家族、生徒、社員など大切な人の命を守ること
- ヘルメットの着用が万が一の交通事故の時に致命傷を回避し、救命効果を著しく高めること
- 令和8年4月から16歳以上の自転車運転者による交通違反について反則金制度が始まります。

令和6年 5月24日 公布
道路交通法 一部改正のあらまし

令和8年5月23日までに施行

自転車等に対する交通反則通告制度(首切符)による取り締まりを行う反則金制度が適用に
自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理性が求められる中、
刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反を迅速かつ円滑に処理することになります。

反則金制度の 対象となる違反行為は 113種類	違反例と反則金額 携帯電話の使用等(後部) 12,000円以上50,000円未満	進路相違立ち入り 7,000円以上50,000円未満
取り締まりの 対象年齢は 16歳以上!	信号無視 6,000円以上50,000円未満	一時不停止 5,000円以上50,000円未満
	車道の右側通行 6,000円以上50,000円未満	
	徐行せずに歩道通行	

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行帯や歩道等に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

自転車運転者の皆さま、ヘルメットを着用し、ルールを守って安全に！
自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認しましょう。▶▶▶

交通安全ふくしま 5つ星 フレンジャー
福島県交通安全協会・福島県警察

自転車を利用する皆さん、
自転車も車の仲間
です。
自転車の交通違反は、
事故に直結する危険な行為
です。
自転車を利用する際は、
交通ルールを守り、正しいマナー
を実践しましょう！
大人がこどもの見本
になりましょう！
万が一の交通事故に備えるため、
自転車損害賠償責任保険に加入
しましょう！

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



二本松警察署

